

赤 情 審 第 8 号
平成 18 年 11 月 22 日

赤磐市長 荒 嶋 龍 一 様

赤磐市情報公開不服審査会
会 長 岡 田 雅 夫

赤磐市情報公開条例（平成 17 年条例第 8 号）第 17 条の規定に基づく
諮問について（答申）

平成 18 年 11 月 9 日赤生第 394 号による次の諮問について、別紙のとおり答
申します。

「備前地域ごみ処理広域化対策協議会に関する議事録の全て」に係る不開示
決定に対する不服申立てについての諮問

答 申 第 1 号
平成 18 年 11 月 22 日
(諮 問 第 1 号)

答 申

1 . 審査会の結論

赤磐市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、赤磐市情報公開条例（平成 17 年赤磐市条例第 8 号。以下「条例」という。）の目的、解釈及び運用に鑑み、不開示決定処分を取り消し、本件異議申立ての対象となった公文書を開示すべきである。

2 . 異議申立人の内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第 6 条の規定に基づき、平成 18 年 10 月 5 日付けで「備前地域ごみ処理広域化対策協議会に関する議事録の全て 2006.5 第 1 回、2006.10.3 第 2 回の会議録」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「備前地域ごみ処理広域化対策協議会 復命書・報告書」（以下「本件対象公文書」という。）と特定したが、平成 18 年 10 月 16 日付け赤生第 344 号で不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成 18 年 11 月 8 日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「実施機関は、本件処分を取り消し、本件対象公文書を開示すべきである。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人は、条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 11 月 20 日付けで「意見陳述申出書」を提出し、本審査会での口頭による意見の陳述の機会を求めている。

ア 平成 11 年に立ち上げられた「備前ブロックごみ処理広域化対策協議会」（以下「ブロック協議会」という。）の議事録は、開示請求に対して開示されている。

イ 処分地選定をめぐり地域住民の民意を踏みにじる行為があり、地域住民や行政関係者の批判からブロック協議会を凍結させ「備前地域ごみ処理広域化対策協議会」（以下「地域協議会」という。）を立ち上げている。協議会名を変更しているだけであり、ブロック協議会の時と同様に議事録を作成して公開するのは当然のことである。

ウ 地域協議会議事録の存否を明確にするべきである。

エ 条例第 7 条第 5 号にいささかも該当するものではない。どの項目に該当するのか理由も述べられていない。「事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの」とは、なにが対象になるのか明らかにするべきである。

3. 実施機関の主張の要旨

(1) 条例第 7 条第 5 号の該当性について

地域協議会は、市町村合併に伴う県の枠組み見直しのため休止されたブロック協議会の代わりに、県の枠組みが決定し新たに正式な協議会が立ち上げられるまでの間、ごみ処理広域化に向けて調査及び研究を行うため赤磐市、備前市及び和気町で任意に立ち上げられたものであり、文書の開示等運営事項の詳細について協議していないため、今後の調査研究にその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、本号に該当し、不開示とした。

(2) 異議申立てに対する実施機関の説明要旨について

地域協議会は、赤磐市、備前市及び和気町で任意に立ち上げられたものであり文書の開示等運営事項の詳細について協議されていないので、現時点で判断が諮れない。

よって、本号に該当し、不開示とした。

次回、地域協議会において、協議、決定することとしている。

4 . 審査会の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------------|-------------------|
| 平成 18 年 11 月 9 日 | 実施機関からの諮問書を受理 |
| 平成 18 年 11 月 9 日 | 実施機関に処分理由説明要求書の送達 |
| 平成 18 年 11 月 13 日 | 実施機関からの処分理由説明書を受理 |

| | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 平成 18 年 11 月 14 日 | 異議申立人に処分理由説明書を送達し、意見書の提出を要求 |
| 平成 18 年 11 月 20 日 | 異議申立人からの意見書・意見陳述申出書を受理 |
| 平成 18 年 11 月 21 日 (第 1 回審査会) | 審議(実施機関から不開示理由の意見聴取) |
| 平成 18 年 11 月 22 日 | 答申 |

5 . 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第 7 条第 5 号の該当性について

本件対象公文書を開示することによって、条例第 7 条第 5 号で規定する「実施機関内部又は国や他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当するか否かが問題となる。

一般的に合議体の議事の公開を制限する趣旨は、会議の出席者の自由な意見交換を阻害するような事態を回避し、出席者が議事に専心できるよう擁護を行い審理の充実を図ること、言い換えれば、合議体の審理の円滑化を図ることにあると解される。

しかし、平成 11 年に立ち上げた「ブロック協議会」は、公正で開かれた合議体であつて、条例の目的にあるように、市の諸活動を市民に説明

する責務を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、広く開かれた合議体であったように見受けられる。

そして、「ブロック協議会」が休止され、「地域協議会」が立ち上げられたが、合議体の参加自治体は変わらず組織されているところから、「ブロック協議会」での開示請求に対する文書の開示等運営事項は、そのまま「地域協議会」に継承されていると考えるのが妥当である。

以上ことから、本件対象公文書を開示することによって、条例第 7 条第 5 号で規定する「実施機関内部又は国や他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当するとは、到底考えがたく、同号に該当するものとは、認められない。

(2) 条例第 7 条第 5 号イの該当性について

上記(1)で述べた観点からも判断されるように、実施機関が口頭説明で主張した条例第 7 条第 5 号イ「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当するとも、考えがたく、同号イに該当するものとは、認められない。

(3) 議事録の存否について

異議申立人が開示を請求している「議事録」という文書が、条例第 2 条第 2 号に規定する「公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他情報が記録された媒体であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実

施機関が保有しているもの」として、存在しているのか否かを明らかにすることは実施機関の責務であるから、公正に応答すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象公文書は、本件異議申立人が主張しているように、条例第 7 条第 5 号にいささかも該当するものではなく、実施機関の本件処分は妥当性を欠くものであり「 1 . 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田 雅夫

副会長 木津 恒良

委員 丸尾 壽